

静岡市が発注する建築物清掃業務及び警備業務の委託契約に係る競争入札参加資格を有する者の等級格付の取扱いに関する要領

	平成15年4月1日	施行
一部改正	平成15年9月30日	施行
一部改正	平成17年4月1日	施行
一部改正	平成17年6月10日	施行
一部改正	平成18年1月20日	施行
一部改正	令和8年4月1日	施行

- 1 この要領は、静岡市が発注する委託契約等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を定めた告示（平成15年静岡市告示第46号）に基づく建築物清掃業務及び警備業務の委託契約に係る競争入札に参加資格を有する者の等級格付の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。
- 2 等級格付は、別表1に掲げる区分により行うものとし、当該区分に係る総合数値は、次に掲げる項目について別表2により付与される数値を合計した数値とする。
 - (1) 年間売上高
清掃業務又は警備業務に係る申請の日（以下「申請日」という。）の直前1年間における年間売上高
 - (2) 自己資本額
申請日の属する事業年度の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本額（個人の場合は、次年度繰越純資本額）
 - (3) 流動比率
直前決算における流動資産を流動負債で除したものに100を乗じた数値
 - (4) 営業年数
清掃業務又は警備業務に係る申請日の前日までの営業年数
 - (5) 営業設備額
清掃業務又は警備業務に係る営業に用いる機械、工具、備品等の残存価格
- 3 委託契約の履行について不誠実な者、資格審査申請書その他の提出書類に虚偽の事項を記載した者その他市長が不適当であると認めた者については、格付された等級を降級させることができる。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年9月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年1月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 格付の区分

等 級	総 合 数 値
A 級	70点以上
B 級	70点未満

別表2 項目別数値

(1) 年間売上高

45点	1億円以上
40点	5,000万円以上 1億円未満
35点	1,000万円以上 5,000万円未満
30点	500万円以上 1,000万円未満
25点	100万円以上 500万円未満
20点	100万円未満

(2) 自己資本額

10点	5,000万円以上
8点	1,000万円以上 5,000万円未満
6点	500万円以上 1,000万円未満
4点	100万円以上 500万円未満
2点	100万円未満

(3) 流動比率

10点	95%以上
8点	80%以上95%未満
6点	70%以上80%未満
4点	60%以上70%未満
2点	60%未満

(4) 営業年数

10点	10年以上
7点	5年以上10年未満
4点	5年未満

(5) 営業設備額

15点	5,000万円以上
12点	1,000万円以上 5,000万円未満
9点	500万円以上 1,000万円未満
6点	100万円以上 500万円未満
3点	100万円未満